香取広域市町村圏事務組合消防吏員の訓練及び礼式に関する規則

平成 31 年３月８日

規則第５号

（趣旨）

第１条　この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 16 条第２項の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合消防吏員（以下「消防吏員」という。）の訓練及び礼式について定めるものとする。

（準用）

第２条　消防吏員の訓練及び礼式の方法その必要な事項については、消防訓練礼式の基準（昭和 40 年消防庁告示第１号）を準用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。